

検討の前提となる点に関するメモ

I. 認知症患者のなした不法行為についての損害賠償に関する現在の法律

(1) 認知症患者の責任

民法713条は、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない」と規定する。

したがって、不法行為を行った認知症患者について、自己の行為の責任を弁識する能力（以下、責任能力）がないと認められる場合には、当該認知症患者の損害賠償責任は否定される。

なお、どのような場合に、責任能力がないとされるかの具体的基準は示されていない。

(2) 認知症患者の法定の監督義務者の責任

民法714条は、同713条によって「責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と規定する。

したがって、責任能力がないことを理由に認知症患者が免責される場合には、その法定の監督義務者が賠償責任を負うことになる。

誰が法定の監督義務者であるかについて、民法は規定していない。かつては、精神障害者に関する特別法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔精神保健福祉〕。前身として、精神病者監護法、精神衛生法、精神保健法がある）の中で、誰が、精神障害者の「保護者」に当たるかについての規定が用意され、また、それらの者が精神障害者についての自傷他害防止監督義務を負担することが規定されていた。したがって、これらの規定を手がかりとして、それらの保護者が民法714条の監督義務者となるとされていた。

しかし、その後、平成11年の精神保健福祉法の改正により、自傷他害防止監督義務についての規定が廃止された。さらに、平成25年の精神保健福祉法の改正により、保護者という概念自体が廃止された。

II. JR東海事件判決のポイント

JR東海事件判決（最高裁平成28年3月1日判決）は、認知症の高齢者の家族の責任が問題となった事件として、新聞等でも大きく取り上げられた。ここでは、JR東海事件判決の法的な判断について、そのポイントのみを確認しておく。

(1) 認知症患者の法定監督義務者

J R 東海事件判決では、第一審、控訴審で認められた認知症患者の妻、長男の責任がいずれも否定されたが、その理由は、これらの者が、民法714条の法定の監督義務者に当たらないということとを理由とする。これは、精神保健福祉法の改正により、保護者の自傷他害防止監督義務が廃止されたことを理由とするものである。また、民法の規定によって監督義務者とすることも否定した。

したがって、民法713条によって不法行為者が責任無能力を理由として免責される場合、一般的に、民法714条における監督義務者は存在せず、同条は機能しないことになる。

(2) 認知症患者の法定監督義務者に準ずる者

ただし、J R 東海事件判決は、精神上の障害を理由とする責任無能力者については監督義務者が存在しないとしつつ、家族等が法定の監督義務者に準ずべき者として賠償責任を負う可能性があるとの判断を示している。

すなわち、同判決は、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができる」とする。

そして、法定の監督義務者に準ずべき者に当たるかは、「その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべき」だとする。

なお、この法定の監督義務者に準ずべき者についての判断部分は、認知症患者の家族の責任が問われる可能性が残すものだという点で、家族に不安感を残すものとなった。また、この判断基準によれば、一生懸命に介護をした家族が責任を負わされるということになるという点で（認知症患者にはできるだけ関わらない、介護しない、同居しないということを求めることになるのではないかと）、そもそも政策的判断として妥当なのかという問題も指摘されている。

ただし、J R 東海事件判決は、同事件で問題となった認知症患者の家族について、こうした法定の監督義務者に準ずべき者には当たらないとしている。

Ⅲ. J R東海事件判決によって示された状況と責任保険等による対応

J R東海事件判決は、なおさまざまな立場から検討されているが、最高裁が示した判断として、それを前提として、今後どのような状況が考えられるのか、特に、責任保険等によってどのように対応するのかという点が問題となる。

1. 損害賠償責任の有無と責任保険

(1) 認知症患者の賠償責任が認められる場合

認知症であるということから、ただちに責任能力が否定されるわけではない。認知症であるとしても、責任能力がないとまでは認められない場合、その認知症患者自身が、民法709条（不法行為に基づく損害賠償責任の一般規定）に基づいて責任を負う。

この場合、当該認知症患者が、自らのなした不法行為についての損害賠償責任について、責任保険に加入していた場合、実際の損害賠償責任は、保険会社によって履行されることになる。

(2) 認知症患者の賠償責任が認められない場合

他方、認知症患者の損害賠償責任が、責任無能力を理由として否定される場合、民法714条によって、当該認知症患者の法定の監督義務者の賠償責任が認められることになるが、J R東海事件判決によれば、そもそもこうした法定の監督義務者は存在しないということになる。したがって、法定の監督義務者の賠償責任を問題とすることはできない。

この場合、そもそも賠償義務者がいないので、責任保険というしくみは機能しないことになる。

ただし、認知症患者の家族等が、J R東海事件判決の示す法定の監督義務者に準ずべきものであると認定される場合には、その者については損害賠償責任が認められることになる。

この場合、法定の監督義務者に準ずべき者とされる可能性がある家族等は、損害賠償責任が負わされる可能性があることを前提に、責任保険に加入しておくことが考えられる。

2. 認知症患者による不法行為についての責任保険の機能と限界

すでに上記に示したとおりであるが、①認知症患者が賠償責任を負う場合、②認知症患者は賠償責任を負わないが、その家族等が監督義務者に準ずべき者として責任を負う場合、③認知症患者は賠償責任を負わず、監督義務者に準ずべき者も存在しない場合の3つに分けると、①及び②では、責任保険は機能し得ることになる。

他方、③では、そもそも賠償責任を負うべき者が存在していないので、（賠償責任がない場合でも保険金の支払いが可能であるといった特殊な商品を考えない限り）責任保険というしくみは、そもそも機能することはできない。

3. 検討課題のポイント

上記のような理解を前提とすると、従来の責任保険による対応が可能な場合と、責任保険によっては対処できない場合に分けて、問題状況を考えていくことが適切であるように思われる。

(1) 責任保険が機能しない場合（上記③）

賠償責任を負う者が誰も存在せず、責任保険も機能する余地がないという上記③の場合、結局、認知症患者の不法行為によって生じた損害については、被害者が全面的に負担せざるを得ないことになる。

J R東海事件判決がもたらした状況の中でも、最も深刻な場面であり、この場合について一定の対応をすることができるのかは、特に検討課題として重要な部分だと考えられる。

この場合の制度的検討については、もっぱら、認知症患者の不法行為の「被害者の保護」という観点から論じられることになる（そもそも責任を負わない認知症患者の保護、その家族の保護等は問題とならない）。

なお、この場合、なぜ認知症患者の不法行為の被害者についてだけ、そうした保護が認められるのか等について検討がなされる必要があるものと思われる（上記③による状況が生じるのは、他の精神障害の場合であっても同様である）。

(2) 責任保険が機能する場合（上記①②）

それに対して、上記①②においては、認知症患者やその家族が賠償責任を負うものであり、それについて責任保険で対応することも可能である。実際に、それらの賠償義務者に賠償を履行するだけの資力があるのか、責任保険に加入していたのか等は問題となるとしても、(1)の場合と異なり、被害者の保護という観点は後景に退くことになる。

この場合、制度的検討を行うとしても、それは、もっぱら認知症患者やその家族に対する保護、サポートという観点からなされることになる。特に、家族については、一生懸命介護した家族が責任を負わされるという状況に対して、何らかの手当をするといった視点からの検討がなされることになるものと思われる。

ただし、この場合、認知症に限って、そうした制度的な手当が必要となるのか、正当化されるのかという点が問題となるものと思われる。